

# 森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について

平成23年3月31日22林整整第857号  
林野庁森林整備部整備課長通知

最終改正:令和6年3月29日5林整整第927号

森林環境保全整備事業における標準単価の設定及び間接費の算定については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「要領」という。）のほか、本通知に定めるところによる。

## 第1 標準単価の設定に関する基本的事項

- 1 標準単価は、原則として、各都道府県の区域ごとに定める。ただし、森林の状況等により、その区域を分けることが必要な場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項に規定する森林計画区ごとに定めることができる。
- 2 標準単価の設定に当たり、要領第10の(3)のアにより林野庁が提示する標準的な作業工程（以下「標準工程」という。）は、別添1のとおりとする。  
なお、標準工程を用いて算定した単価よりも都道府県知事（以下「知事」という。）が適宜の方法により別途把握した作業工程（以下「標準外工程」という。）を用いて算定した単価の方が低い場合には、標準外工程を用いることができる。
- 3 沖縄県、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。）、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に規定する離島振興対策実施地域をいう。）、降灰地区（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第22条第1項に規定する政令で定める程度に達する多量の降灰があった市町村の区域をいう。）で行う事業、要領第10の(3)のオで規定する汚染状況重点調査地域等森林整備事業については、知事が必要と認める場合には、当面の間、区域を限って、標準外工程を使用することができる。この場合、1と異なる標準単価を別途定めることができる。
- 4 標準単価は要領別表5の対象経費に基づき、直接費及び共通仮設費からなるものとし、その内容は次のとおりとする。
  - (1) 直接費  
直接費は事業の実行に直接必要な費用であり、次に掲げる費用を含むものとし、必要に応じて消費税相当額を加算できる。  
なお、これらの経費のうち標準工程において、諸雑費として見込んでいるものについては、その算定方法に従う。
    - ア 資材費  
事業の実行に直接必要な苗木、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用とし、その算定は次による。

(ア) 数量

事業内容に応じた単位事業量（1 ha、1 m、1 箇所等）当たりに必要とされる数量とする。

(イ) 価格

原則として、物価資料や生産者の見積価格等により把握した単価と、前年度に実施した事業の実績から把握した単価のうち最低のものを比較して、いかが低い方を採用する。実績の把握については、資材購入に係る領収書等を事業主体から提出させることなどにより行う。ただし、最新の市場価格が物価資料等により把握できる場合は、これによる。

イ 労務費

事業の実行に直接必要な作業に係る労務の費用とし、その算定は次による。

(ア) 数量

事業内容に応じた単位事業量（1 ha、1 m、1 箇所等）当たりに必要とされる数量とする。

(イ) 労務単価

原則として、別添2の「公共工事設計労務単価」による。

ウ 機械経費

事業の実行に必要な機械の使用に要する費用（資材費、労務費を除く。）とし、その算定は、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）を準用して算定する。

(2) 共通仮設費

共通仮設費は次に掲げる費用とし、その額は直接費の合計額の8.4%（森林作業道の開設及び改良については10.7%）に相当する額とする。

ア 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

イ 準備費

事業の実行に必要な準備及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

ウ 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用

エ 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用

オ 営繕費

現場事務所等の営繕に要する費用、労働者宿舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舎の営繕に要する費用、火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用

## カ 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

### 第2 事業内容別の標準単価の設定基準

#### 1 人工造林及び樹下植栽等

##### (1) 地拵えの標準単価

森林の状況等に応じて、別添1に示す「1－1 地拵え」の植生区分に該当する標準工程を用いて設定することを基本とするが、植生区分ごとの森林面積により加重平均して、単一の標準単価を定めることもできる。

なお、造林コストの低減のため、機械地拵えに係る標準単価については、必ず定めることとする。

##### (2) 植栽の標準単価

標準単価の設定においては、植栽本数の区分ごとに設定する。植栽本数の区分の上限は1ha当たり3,000本とする。ただし、次のすべてを満たす場合に限り、4,000本を上限とすることができます。

ア 森林法第5条に規定する地域森林計画における「人工造林の標準的な方法に関する指針」として、1ha当たり4,000本以上の植栽本数が示されている樹種及び仕立て方法であること。

イ 過去3年間に森林環境保全整備事業において、アの本数以上の植栽が行われた実績があること。

なお、造林コストの低減のため、1ha当たり2,000本以下の低密度植栽に係る標準単価については、必ず定めることとする。

##### (3) 補植の標準単価

(2)により定める標準単価とは別に、1ha当たり1,500本を上限として定めることができる。

#### 2 下刈り

別添1の「下刈り」に示す標準工程を用いて定めることを基本とするが、下刈りに係る総経費の縮減に資することが確実である場合には、標準外工程を用いて、薬剤下刈りの標準単価を別途定めることができる。

なお、造林コストの低減のため、筋刈りに係る標準単価については、必ず定めることとする。

#### 3 除伐

標準単価の設定においては、森林の状況等を踏まえ、「除伐」又は「侵入竹除去」のうち、いずれかの標準工程を選択する。主として林地への侵入竹を除去する「侵入竹除去」については、竹の植生状況（ha当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

#### 4 保育間伐

##### (1) 保育間伐の標準単価

チェーンソーを使用した場合に係る標準工程（「選木」及び「伐倒」）を用いて定

めることを基本とする。ただし、森林の状況等に応じ、保育間伐に併せて侵入木等の刈り払いを行うことが必要と見込まれる場合には、標準外工程を用いて、当該作業に係る工程を加算した標準単価を別途定めることができる。

(2) 枝払、玉切、片付の加算

(1)の標準単価について、伐倒木の枝払、玉切、片付が必要と見込まれる場合には、当該作業に係る工程の一部又は全部を加算した標準単価を別途定めることができる。

(3) 侵入竹の除去

主として侵入竹除去を行う場合には、(1)・(2)によらず、「除伐」に示す「侵入竹除去」の標準工程を用いて標準単価を定めることができる。この場合、竹の植生状況(ha当たりの本数)に応じた複数の標準単価を定めることができる。

(4) 7齢級を超える林分で行う保育間伐の標準単価

ア 保育間伐のうち、7齢級を超える林分で行うものについては、(1)～(3)の保育間伐とは別に標準単価を定める。この場合には、「間伐」に示す「選木」及び「伐倒」の標準工程を用いることができる。その際、保育間伐における伐採の本数については、5の(2)のアにおいて設定する間伐の伐採本数を上回らないようにする。

なお、森林の状況等に応じ、保育間伐と併せて雑灌木の刈り払いを行う必要がある場合には、標準外工程を用いて、当該作業に係る工程を加算した標準単価を定めることができる。

イ 枝払、玉切、片付の加算

森林の状況等に応じ、伐倒木の枝払、玉切、片付が必要と見込まれる場合には、「間伐」に示す当該標準工程の一部又は全部を加算した標準単価を別途定めることができる。

(5) 被害木を含む搬出集積

要領第1の1の(2)のうち、イ及びウにおいて、搬出集積(被害木を含む)を行う場合には、(1)及び(2)の定めにかかわらず、選木、伐倒、枝払、玉切、片付、集材に係る標準工程の一部又は全部を用いて、標準単価を別途定めることができる。

## 5 間伐

(1) 間伐の標準単価

標準単価の設定においては、別添1の「間伐」に示す各標準工程を用いて定める。造材については、現地の実態を踏まえ、「造材(チェーンソー)」又は「造材(林業機械:プロセッサ)」のいずれかを選択する。また、集材については、現地における作業システムの導入状況等を踏まえ、「集材(車両系)」又は「集材(架線系)」のいずれかを選択する。

(2) 算定に用いる因子

間伐の標準単価の算定に用いる各種因子は、育成单層林の間伐を前提として以下により設定する。

ア 1ha当たりの伐採本数については、森林の状況等に応じて標準的な本数を設定すること。なお、間伐率については、実態に応じて20%以上で定めること。

イ 間伐方法については、定性間伐、列状間伐の別に設定すること。

ウ 間伐木の平均胸高直径については、森林の状況等に応じ、22cm未満、22cm以上

28cm未満、28cm以上のいずれかを選択すること。

- エ 間伐木の樹種については、代表的なものを選択し、当該樹種に係る平均胸高直径の標準工程を用いることを基本とするが、各樹種別の平均胸高直径の標準工程を森林面積により加重平均して用いることもできる。
- オ 1ha当たりの伐採木の搬出材積については、実態に応じて数量の区分を定める。なお、森林の状況等を踏まえ、数量の区分に応じたア及びウの因子を設定することができる。

(3) 雑灌木の刈り払いの加算

森林の状況等に応じ、間伐と併せて雑灌木の刈り払いを行うことが必要と見込まれる場合には、標準外工程を用いて当該作業に係る工程を加算した標準単価を定めることができる。

(4) 末木枝条等の搬出

森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け森整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「要領運用」という。）第2の7の(5)のただし書きにより、知事が搬出材積に末木枝条や根元部（以下、「末木枝条等」という。）を含めることを認めた場合には、間伐については要領別表3のケ、更新伐については要領別表3のコにそれぞれ定める上限の範囲内で、標準外工程を用いて、丸太と合わせて末木枝条等を搬出する標準単価を定めることができる。

(5) 搬出材積が10m<sup>3</sup>/haに満たない間伐

施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m<sup>3</sup>に満たない間伐の標準単価については、「造材」や「集材」等の標準工程は適用せず、「選木」及び「伐倒」に係る標準工程を用いて定めることを基本とする。ただし、森林の状況等に応じ、伐倒木の枝払、玉切、片付が必要と見込まれる場合には、当該作業に係る工程の一部又は全部を加算した標準単価を別途定めることができる。

(6) 侵入竹の除去

間伐において主として侵入竹除去を行う場合には、「除伐」に示す「侵入竹除去」の標準工程を用いて標準単価を設定することができる。この場合、竹の植生状況（ha当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

(7) 長距離スパン架線その他集材

急傾斜地等で路網による作業システムの導入が困難であって、かつ、長距離スパン架線その他集材方法が経済性をはじめ、環境面、安全面等で優位となる地域にあっては、標準単価を別途定めることができる。なお、標準単価の設定に当たって、標準工程によりがたい場合には、第1の2のなお書きにある単価の高低にかかわらず、造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁森林整備部整備課長通知）に示す集材（架線系）の標準工程（ただし、平均胸高直径の区分は別添1に示す集材（架線系）の区分に準ずる。）又は、知事がその根拠を明らかにした上で把握した標準外工程を用いて定めることができる。

(8) 育成複層林での間伐

育成複層林の間伐に係る標準単価は、育成单層林の間伐に係る標準単価と同額とする。

## 6 衛生伐

衛生伐のうち、くん蒸の標準単価については、標準工程を用いて定める。

## 7 更新伐

更新伐の標準単価の算定に用いる各種因子は、間伐に準じ、以下により設定する。

### (1) 伐採本数

1 ha当たりの伐採本数については、森林の状況等に応じて標準的な本数を設定すること。

### (2) 伐採率

伐採率については、実態に応じて70%以下で定めること。なお、面的複層林施業については、面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）等に基づき定めること。

### (3) 伐採方法

伐採方法については、定性伐採、帶状伐採、群状伐採の別に設定することができる。なお、帶状伐採、群状伐採については、標準外工程を用いることができる。

### (4) 伐採木の平均胸高直径

伐採木の平均胸高直径については、森林の状況等に応じて22cm未満、22cm以上28cm未満、28cm以上のいずれかを選択すること。

### (5) 伐採木の樹種

伐採木の樹種については、代表的なものを選択し、当該樹種に係る平均胸高直径の標準工程を用いることを基本とするが、各樹種別の平均胸高直径の標準工程を森林面積により加重平均して用いることもできる。

### (6) 侵入竹の除去

更新伐において、主として侵入竹除去を行う場合には、「除伐」に示す「侵入竹除去」の標準工程を用いて標準単価を設定することができる。この場合、竹の植生状況(ha当たりの本数)に応じた複数の標準単価を定めることができる。

## 8 一貫作業

一貫作業の標準単価は次に掲げる(1)～(3)を組み合わせて設定するものとする。

### (1) 伐倒、集積搬出

別添1【間伐】に示す標準工程を用いる。ただし、選木及び片付に係る標準工程の加算はできない。

集積搬出については、現地における作業システムの導入状況を踏まえ、「集材(車両系)」又は「集材(架線系)」のいずれかを選択する。

### (2) 地拵え

別添1「1－2 機械地拵え(グラップル)」に示す標準工程を用いる。

### (3) 植栽

別添1【人工造林・樹下植栽】に示す標準工程を用いる。ただし、植穴掘付・植付についてはコンテナ苗又はコンテナ苗(大苗)の標準工程を用いることとし、苗木運搬については「3－2 苗木運搬(フォワーダ)」の標準工程を用いること。

## 9 付帯施設等整備

### (1) 標準設計の設定

付帯施設等整備は、森林の状況等に応じて、事業の目的を達成するために必要となる最低限の性能を確保する仕様により標準設計を設定すること。

### (2) 付帯施設等整備の標準単価

付帯施設等整備の標準単価は、別添1の「付帯施設等整備」に示す作業種の標準工程及び標準設計を用いて定める。ただし、標準工程によりがたい場合は、第1の2のなお書きにある単価の高低にかかわらず、知事がその根拠を明らかにした上で、標準外工程を用いて定めることができる。また、荒廃竹林整備の標準単価の設定に当たっては、竹の植生状況(ha当たりの本数)に応じた複数の標準単価を定めることができる。

## 10 森林作業道

### (1) 土工の標準単価

土工については、延長1m当たり3,000円以内で傾斜や土質に応じていくつかの標準断面を設定し、これらに基づき標準単価を設定すること。

### (2) 土工以外の簡易な構造物の標準単価

土工以外で簡易な構造物が必要な場合は、当該部分に限り、延長1m当たり3,000円以内(土工と同程度の単価の範囲内)で、標準設計により標準単価を設定すること。

### (3) 標準断面及び標準設計が適用できない場合の設計

地形や地質、土質の条件から、(1)、(2)の標準断面及び標準設計が適用できない部分については、森林整備保全事業設計積算要領に基づき設計するほか、(1)、(2)では効率的な搬出が著しく困難な場合に限り、これらによらない標準断面、標準設計を設定することができる。

## 第3 間接費

1 要領第10の(3)のイにより標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費、事務費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

### (1) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者(当該作業の一部又は全部が個人(一人親方等)の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者(以下「個人受託者」という。)を含む。以下「現場労働者」という。)の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

#### ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- (ア) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

　現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）  
に要する費用

ウ 租税公課

　固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（第1の4の(1)ウに掲げる  
機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

エ 保険料

　自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、  
火災保険その他の損害保険の保険料（(2)の社会保険料等に含まれる社会保険料  
及び第1の4の(1)ウの機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料  
を除く。）

オ 従業員給料手当

　現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業  
実行に従事する者をいう。以下同じ。）及び補助従業員（現場従業員を補助し、  
その事務に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手  
当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及  
び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）

カ 退職金

　現場従業員及び補助従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額（(2)の社会  
保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。）

キ 福利厚生費

　現場従業員及び補助従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福  
利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

　事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

　通信費、交通費及び旅費

### (2) 社会保険料等

　現場従業員、現場労働者及び補助従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保  
険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る  
保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業  
退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共）等）の掛金とする。

### (3) その他

　補助従業員の事務には、造林補助金の申請等に係る事務は含まれない。

2 現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合  
に限り加算できるものとし、その額は、標準単価の21%に相当する額とする。

　なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受  
託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場  
監督費を加算できるものとする。

3 社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について

社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

#### 第4 その他

林野庁が標準工程を提示していない作業に係る標準単価については、標準外工程を用いて定めることができる。その設定に当たっては、必要性を十分吟味した上で、手続きの透明性と公平性を確保することにより、特定の事業主体のみを利すことのないようすること。

(別添 1)

森林環境保全直接支援事業  
特定機能回復事業

標準工程表

林野庁整備課

令和 6 年 3 月

## 【人工造林・樹下植栽】

### 1-1 地拵え

(ha当たり)

区分		名称	単位	数量	摘要
草地		特殊作業員	人	7.40	
		普通作業員	人	7.40	
灌木地		特殊作業員	人	7.40	
		普通作業員	人	7.40	
ササ地	草丈 1m以下	特殊作業員	人	6.85	
		普通作業員	人	6.85	
	草丈 1m超	特殊作業員	人	9.65	
		普通作業員	人	9.65	
諸雑費		%		2	

備考1 本表は、刈り払い機、チェーンソーで地拵えをする作業に適用する。なお、片付けを含む。

- 2 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ等の経費及びチェーンソーの損料及び燃料費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を計上する。
- 3 片付けのみを行う場合は、本表を使用せず、5人/ha（普通作業員）を超えない範囲で工程を設定する。

### 1-2 機械地拵え（グラップル）

(ha当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手（特殊）	人	4.54	

備考1 本表は、車両系林業機械による全木集材（皆伐）の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

- 2 グラップル運転に係る機械経費と資材費は、機械損料、燃料費を積み上げにより計算する。

## 2-1 植穴掘付・植付（裸苗）

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.12	
普通作業員	人	0.29	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用し、植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去を含む。

2 「裸苗」とは、苗畠で露地栽培される苗木をいう。

## 2-2 植穴掘付・植付（コンテナ苗）

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.11	
普通作業員	人	0.25	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用し、植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去を含む。

2 コンテナ苗とは、根巻きを防止できる容器を使用し生産された、根鉢付き苗木をいう。

## 2-3 植穴掘付・植付（コンテナ苗（大苗））

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.15	
普通作業員	人	0.34	

備考1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用し、植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去を含む。

2 コンテナ苗とは、根巻きを防止できる容器を使用し生産された、根鉢付き苗木をいう。

3 「大苗」とは、山林用主要苗木の標準規格設定について（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知）に定めるコンテナ苗の1号又は2号相当の苗木をいう。

### 3-1 苗木運搬（人肩）

(1,000本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.55	

備考 1 本表は、人肩による苗木運搬を行う場合に適用する。

2 積卸しを含む。

### 3-2 苗木運搬（フォワーダ）

(1,000本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
運転手（特殊）	人	0.02	
普通作業員	人	0.04	

備考 1 本表は、フォワーダによる苗木運搬を行う場合に適用する。

2 フォワーダ運転に係る機械経費と資材費は、機械損料、燃料費を積み上げにより計算する。

## 【下刈り】

### 1-1 全刈り

(ha当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	6.1	
普通作業員	人	0.7	
諸雑費	%	2	

備考1 刈り払い機による振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。

2 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 1-2 筋刈り

(ha当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	2.0	
普通作業員	人	0.2	
諸雑費	%	2	

備考1 本表は、植栽列等に沿って刈り払いを行う「筋刈り」に適用する。

2 刈り払い機による振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。

3 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### <回数による補正>

各工程は、年1回下刈りを行う場合を標準としたものであり、年2回実施する場合は、次表により補正を行う。

区 分	補正係数	
年1回全刈を実施する場合	1.00	
年2回全刈を実施する場合	1回目	1.00
	2回目	0.86

## 【枝打ち】

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量			摘 要
		1~2m	2~3m	3~4m	
特殊作業員	人	0.21	0.25	0.28	
普通作業員	人	0.21	0.25	0.28	

備考 本表は、鎌、ノコギリ等を用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打ち高の範囲に対する工程であり、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

## 【除伐】

### 1 除伐

(ha当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	6.3	
普通作業員	人	0.7	
諸雑費	%	2	

備考 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 2 侵入竹除去

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

備考 1 本表は、主に侵入した竹を伐倒して片付ける作業に適用する。片付けについては、伐倒作業後に、枝条・竹を集め、固定又は整理する作業（竹の切断作業等を含む）とする。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

3 保育間伐、間伐、更新伐として主に侵入竹の除去を行う場合は、本表を準用して標準単価を設定する。

## 【保育間伐】

### 1 選木

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	人	0.16	
諸雑費	%	4	

- 備考 1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。  
なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。
- 2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ0.07人とする。
- 3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 2 伐倒

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.32	
普通作業員	人	0.32	
諸雑費	%	6	

- 備考 1 チェーンソーによる振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。
- 2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【保育間伐】

### 3 枝払

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.24	
普通作業員	人	0.24	
諸雑費	%	8	

備考 1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないよう  
に枝払いする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の  
率を乗じた金額を計上する。

### 4 玉切

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.20	
普通作業員	人	0.20	
諸雑費	%	9	

備考 1 本表は、伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に  
玉切る工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の  
率を乗じた金額を計上する。

### 5 片付

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.39	
諸雑費	%	1	

備考 1 本表は、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し  
整理する工程（20m程度の小運搬を含む。）に適用する。

2 諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の損料であり、労務費の合計額に上表の  
率を乗じた金額を計上する。

## 【保育間伐】

### 6 集材（車両系）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
運転手（特殊）	人	0.48	
普通作業員	人	0.97	
諸雑費	%	77	

備考1 本表は、7「集材（架線系）」の備考1に示す以外の車両系機械による集材の工程及び集造材地点までの木寄せ等の工程に適用する。

- 2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する。列状間伐の場合には、運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
- 3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料63%及び燃料の費用14%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費23%、維持修理費17%及び管理費23%とする。

### 7 集材（架線系）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
運転手（特殊）	人	0.58	
普通作業員	人	1.73	
諸雑費	%	80	

備考1 本表は、主索を用いて行う架線系集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）の工程及び集材地点までの木寄せ等の工程に適用する。

- 2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
- 3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料71%及び燃料の費用9%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費28%、維持修理費16%及び管理費27%とする。

## 【間伐】

### 1 選木

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	人	0.16	
諸雑費	%	4	

備考 1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。  
なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ0.07人とする。

3 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 2 伐倒

(100本当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘 要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
特殊作業員	人	0.42	0.52	0.63	
普通作業員	人	0.42	0.52	0.63	
諸雑費	%	6			

備考 1 本表は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いをする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【間伐】

### 3-1 造材（チェーンソー）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘 要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
特殊作業員	人	0.63	0.52	0.49	樹種補正
普通作業員	人	0.63	0.52	0.49	〃
諸雑費	%	4			

備考1 本表は、伐倒木を市場等に出荷するため丸太等に採材、玉切る工程に適用する。

2 本表は、スギの工程であり、ヒノキの場合には+0.03人、カラマツの場合には-0.03人、特殊作業員及び普通作業員の数値をそれぞれ補正する。

3 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の造材に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 3-2 造材（林業機械：プロセッサ）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量		摘 要
		0.45m <sup>3</sup>	0.28m <sup>3</sup>	
運転手（特殊）	人	0.30	0.43	

備考1 本表は、プロセッサまたはハーベスターを用いて行う造材（枝払い・玉切り）の作業に適用する。

2 0.45m<sup>3</sup>及び0.28m<sup>3</sup>は、プロセッサのベースマシンの規格を表す。

3 ベースマシン0.28m<sup>3</sup>は、森林作業道の幅員が狭い場合など、現地条件によりベースマシン0.45m<sup>3</sup>が適用しがたい場合に適用する。

4 プロセッサ運転に係る機械経費と資材費は、機械損料、燃料費を積み上げにより計上する。

## 4 集材（車輛系）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘 要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
運転手（特殊）	人	0.43	0.37	0.32	
普通作業員	人	0.85	0.75	0.65	
諸雑費	%	77			

備考1 本表は、5「集材（架線系）」の備考1に示す以外の車輛系機械による集材の工程及び集造材地点までの木寄せ等の工程に適用する。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。

3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料63%及び燃料の費用14%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費23%、維持修理費17%及び管理費23%とする。

## 【間伐】

### 5 集材（架線系）

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
運転手（特殊）	人	0.46	0.36	0.30	
普通作業員	人	1.37	1.08	0.89	
諸雑費	%		80		

備考 1 本表は、主索を用いて行う架線系集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）の工程及び集材地点までの木寄せ等の工程に適用する。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。

3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料71%及び燃料の費用9%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費28%、維持修理費16%及び管理費27%とする。

### 6 枝払

(100本当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
特殊作業員	人	0.28	0.31	0.35	
普通作業員	人	0.28	0.31	0.35	
諸雑費	%		8		

備考 1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないよう枝払いする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【間伐】

### 7 玉切

(100本当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘 要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
特殊作業員	人	0.23	0.26	0.29	
普通作業員	人	0.23	0.26	0.29	
諸雑費	%	9			

備考 1 本表は、伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切る工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### 8 片付

(100本当たり)

名 称	単 位	平均胸高直径			摘 要
		22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
普通作業員	人	0.51	0.62	0.71	
諸雑費	%	1			

備考 1 本表は、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する工程（20m程度の小運搬を含む。）に適用する。

2 諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【衛生伐（くん蒸）】

(1m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量		摘 要
		海岸	山地	
特殊作業員	人	0.47	0.38	
普通作業員	人	0.47	0.38	
諸雑費	%	5		

備考 1 本表は、対象木を伐倒し、細断した丸太・枝条等を集積して、シートで包んで薬剤によりくん蒸を行う作業に適用する。

- 2 本表の材積は、くん蒸を行う丸太・枝条等の総材積とする。
- 3 本表には、シートの除去は含まれていないので、必要な場合は、軽作業員0.10人を加算する。
- 4 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【付帯施設等整備】

### 1 獣害防護柵設置

(100m当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	2.97	

備考 本表は、次表の仕様の防護柵（金属柵を除く）に適用する。

区分	仕 様
地上高	1.8m以上
網目の大きさ	10cm以下
潜り込み防止	スカートネットあり

### 2 食害防護資材設置

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	1.17	

備考 本表は、食害防護資材（ネット・チューブ）を設置する工程に適用する。

### 3 剥皮防護資材設置

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	1.03	

備考 本表は、剥皮防護資材（ネット）を設置する工程に適用する。

### 4 忌避剤散布

(1,000本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	人	0.82	

### 5 荒廃竹林整備

(100本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.46	
普通作業員	人	0.46	
諸雑費	%	6	

備考 1 本表は、荒廃竹林において、竹をすべて伐倒し片付ける作業に適用する。片付けについては、伐倒作業後に、枝条・竹を集積して、固定又は整理する作業（竹の切断作業等を含む）とする。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料代等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 公共工事設計労務単価

単位:円

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	運転手 (特殊)	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	運転手 (特殊)
北海道	23,600	20,000	24,900	滋賀県	24,700	21,300	25,100
青森県	27,400	20,700	31,700	京都府	24,000	22,300	23,800
岩手県	26,000	22,100	31,000	大阪府	25,700	21,800	25,600
宮城県	27,600	22,100	32,600	兵庫県	23,200	22,000	24,100
秋田県	26,100	21,200	30,900	奈良県	25,900	21,900	24,800
山形県	26,000	21,000	28,900	和歌山県	25,100	22,200	23,400
福島県	27,700	22,000	27,600	鳥取県	21,600	16,800	19,800
茨城県	25,100	24,000	28,200	島根県	22,000	18,100	21,600
栃木県	24,800	22,400	25,400	岡山県	23,300	19,700	23,200
群馬県	24,900	23,700	25,800	広島県	23,600	20,500	23,700
埼玉県	26,700	24,300	29,300	山口県	22,000	18,800	21,900
千葉県	27,600	23,900	28,500	徳島県	23,300	21,900	21,700
東京都	28,300	25,400	28,900	香川県	24,200	22,600	23,300
神奈川県	28,500	25,300	30,000	愛媛県	22,900	19,700	23,700
山梨県	27,200	25,200	28,900	高知県	22,600	20,100	24,200
長野県	26,200	23,200	25,800	福岡県	25,600	21,900	24,800
新潟県	26,100	21,900	25,600	佐賀県	22,600	18,900	27,400
富山県	29,000	23,200	27,000	長崎県	23,600	19,800	23,400
石川県	28,200	24,000	26,500	熊本県	24,100	20,300	24,300
岐阜県	26,600	23,500	28,300	大分県	23,000	19,000	26,000
静岡県	26,200	24,700	27,600	宮崎県	25,700	18,500	26,000
愛知県	27,700	23,500	27,900	鹿児島県	28,200	19,900	28,800
三重県	26,400	22,700	27,400	沖縄県	25,300	21,400	28,600
福井県	24,400	20,000	24,200				